# 府令・省令

**○内閣府・農林水産省令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

**第一条**　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第十条の二十二第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十七条の三十一の七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号及び別紙様式第三号から別紙様式第九号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第二条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二十三第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十条の三十一の七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号及び別紙様式第三号から別紙様式第九号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等の一部改正）

**第三条**　次に掲げる命令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵・農林水産省令第一号）別紙様式第一号から別紙様式第三号まで及び別紙様式第五号

二　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第十四号）様式第一から様式第八まで

三　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）様式第一から様式第九まで

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

**第四条**　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の二十第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第百四十七条の七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号から別紙様式第七号まで、別紙様式第七号の三から別紙様式第十一号まで及び別紙様式第十三号から別紙様式第十九号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附　則**

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 省令

**○財務省令第五号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続等の一部を改正する省令

（政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続の一部改正）

**第一条**　政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕払停止仕払執行及供託ニ関スル手続（明治二十七年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第六号書式まで、第七号書式ノ甲及び第七号書式ノ乙の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則の一部改正）

**第二条**　証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則（大正五年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（保管金取扱規程の一部改正）

**第三条**　保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第四号書式から第六号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

**第四条**　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第二号書式、第四号書式甲、第五号書式から第十号の二書式まで、第十二号書式から第十五号書式まで、第十九号書式及び第二十号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（支出官事務規程の一部改正）

**第五条**　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式、別紙第二号書式、別紙第四号の三書式、別紙第五号書式から別紙第八号書式まで、別紙第九号の三書式から別紙第十二号書式まで、別紙第十四号書式、別紙第十六号書式から別紙第十八号書式まで及び別紙第二十一号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（出納官吏事務規程の一部改正）

**第六条**　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式まで、第五号書式、第十号書式から第十三号書式まで、第十三号の三書式から第十六号書式まで及び第十九号書式から第二十号書式（その二）までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。